

## 会社法入門 —ガバナンスを中心に—

講師:岡本 智英子 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程民事法学専攻単位取得満期退学。高知大学人文学部助教授等を経て2007年より現職。専門は商法、会社法。株主保護のあり方について、ドイツ会社法がアメリカ会社法とどのように対峙あるいは受容してきたのかについて研究中。著書に『募集株式発行の効力論』(税務経理協会、2007年)、『民法とつながる商法総則・商行為法』(商事法務、2013年:共著)、『新会社法の基礎(第3版)』(法律文化社、2015年:共著)がある。



### ■講座概要

株式会社は、会社法に基づいて、組織され、運営され、管理されています。株主、経営者、従業員、債権者、消費者として、株式会社に接することが多いと思いますが、それぞれの立場から、株式会社の組織・運営・管理について理解して頂けるよう、事例も交えながら、わかりやすく解説していきます。

### ■受講をお勧めしたい方

- ・株式会社の法的構造について体系的に理解したいと考えている方。
- ・そもそも、株式会社の会計がなぜ必要なのかについて、法的な観点から考えてみたいと思われる方。
- ・会社法の条文を一度も見たことがないという方。条文の読み方、調べ方から説明します。

### ■カリキュラム

#### 第1回 11/19(日) 12:15~14:45 株式会社の組織とは何か

株式会社の組織と言えば、社長以下の組織図をイメージされる方が多いと思いますが、株式会社を組織しているのは株主です。株式会社と株主はどういう関係にあるのでしょうか。第2回以降の具体的な内容につながるよう、第1回では、株式会社が法的にどういう構造になっているのかについて全体像を説明します。

#### 第2回 11/26(日) 12:15~14:45 意思決定機関としての株主総会と会議体としての株主総会

株主総会の権限、株主総会の招集・議事および決議方法・株主総会における株主の権利について説明します。

#### 第3回 12/3(日) 12:15~14:45 業務執行決定機関・監督機関としての取締役会

取締役会の権限、取締役と執行役の選任・終任、取締役と執行役の義務・責任について説明します。社外取締役についても検討します。

#### 第4回 12/10(日) 12:15~14:45

#### 監査・監督機関としての監査役、監査役会、指名委員会等、監査等委員会、会計監査人

監査役の権限・選任と終任・責任、監査役会の権限、指名委員会等の権限、監査等委員会の権限、会計監査人の権限・選任と終任・責任について説明します。社外監査役についても検討します。